令和５年度チャレンジいばらき県民運動啓発品支給要項

１　目的

ネットワーカー（地域活動員）の活動 PR や、県民運動の普及啓発を目的として啓発品の支給を行います。

２　支給対象

ネットワーカー等連絡協議会

３　支給啓発品

別表のとおり

４　申請受付期間

令和５年６月１日（木）～令和６年２月２９日（木）

※特殊啓発品の申請受付は、年２回、７月と１月に行います。

５　申請手続き

啓発品の支給申請をされる方は、啓発品申請書（様式第１号）を、啓発品を使用する事業の２週間前までにチャレンジいばらき県民運動事務局に提出してください。

なお、特殊啓発品の申請受付は、年２回、７月と１月に行います。特殊啓発品を申請される方は、７月末、１月末までに啓発品申請書（様式第１号)、仕様書（様式第 1-1 号または、様式第 1-2 号または、様式第 1-3 号）及び原稿データをチャレンジいばらき県民運動事務局に提出してください。

※特殊啓発品の原稿データは、電子データでご提出ください。

６　支給方法

啓発品の支給方法は、原則として直接交付とします。ただし、直接交付によることが困難な場合は郵送等によることができるものとします。

７　実施報告書

啓発品の支給を受けた方は、啓発品実施報告書（様式第２号）に、啓発品の使用状況がわかる写真（活動の様子等）を添付し、啓発品を使用した事業の完了後２０日以内、または当該年度の３月３１日のいずれか早い日までにチャレンジいばらき県民運動事務局に提出してください。

８　問い合わせ・提出先

チャレンジいばらき県民運動事務局（担当：髙﨑）
〒310-0011　茨城県水戸市三の丸 1-5-38 茨城県三の丸庁舎２階
電　話　029-224-8120　FAX　029-233-0030
メール　info@challenge-ibaraki.jp

（別表）

普通啓発品　＜随時受付＞		
マフラータオル 【サイズ】W115×H21cm 啓発品申請書（様式第1号）により申請	広報紙「チャレいばレター」 最　新　号 啓発品申請書（様式第1号）により申請	チャレいばリーフレット 啓発品申請書（様式第1号）により申請

普通啓発品　＜随時受付＞		
ビブス（貸与品） フリーサイズ、貸出30枚まで 啓発品申請書（様式第1号）により申請	ベスト（貸与品） フリーサイズ、貸出30枚まで 啓発品申請書（様式第1号）により申請	ジャンパー（貸与品） S15着、M15着、L15着、2XL5着まで 啓発品申請書（様式第1号）により申請

特殊啓発品　＜年2回受付（7月･1月末締め）＞		
ポケットティッシュ 1，000個［固定］ 8枚入り 啓発品申請書（様式第1号）及び仕様書（様式第1-1号）に原稿データを添付して申請	花の種 500個［固定］ ※品種は時期により異なります。 啓発品申請書（様式第1号）及び仕様書（様式第1-2号）に原稿データを添付して申請	リーフレット 500部　または　1，000部［選択］ 巻き三つ折り/コート紙110kgベース 啓発品申請書（様式第1号）及び仕様書（様式第1-3号）に原稿データを添付して申請